

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与  
する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

株式会社サイフューズ  
代表取締役社長 川野 隆清

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

**質問 1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）**

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【意見】**

本公開草案の提案に同意しない。

**【理由】**

有償ストック・オプションは、当社が株式上場に向けた安定株主作りを目的とした資本政策の一環として採用した制度であり、一般的に創業オーナーが実施する「株分け」と近いコンセプトを有する趣旨であると位置付けている。

当社は、中長期のインセンティブ報酬制度として無償で新株予約権を発行する税制適格ストック・オプションを導入しているが、有償ストック・オプションはこれとは異なる安定株主形成という資本政策上の目的で導入されたものであり、その法律構成も明確に異なる。

有償ストック・オプションは、会社が役職員等の労働に期待して付与するものではなく、自社株式を間接的に保有したいという意思がある者が自らの申し込みにより取得するものであり、報酬の意図は存在しない。また申し込みにあたっては、新株予約権の公正価値に相当する金員を払い込むことから、経済的な観点からも報酬の該当性はないと判断している。これは多くの法律専門家が各種文献に掲載している見解からも、一般的

な解釈であることは明らかである。

このように、株式を保有させることを目的として導入した「投資制度」的な性質を有する有償ストック・オプションについて、その会計処理上の前提として報酬として扱うこととなった場合、付与対象者個人の課税関係の想定との間に矛盾が生じる可能性が極めて強く懸念される。この点は、有償ストック・オプションが持株会と類似した制度趣旨を有していることを踏まえて、改めて自社株式への「投資制度」的な性質を有することに照らした会計処理上の前提を再考されることを期待したい。

当社のような上場準備会社のストック・オプションは直ちに市場性を有する株式を目的としないストック・オプションであり、権利行使後にすぐに現金化できる上場企業のストック・オプションとは保有の動機が異なる。上場準備会社の中には、当社と同様に安定株主形成という資本政策上の目的で有償ストック・オプションを導入しているケースは多いと思われるが、今般の改正論や本公開草案はベンチャー企業における有力な資本政策上の選択肢を喪失させることに繋がりがかねない。平成 29 年 6 月 15 日に公認会計士協会から公表されたコメントにもある通り、上場準備会社の取扱いにストック・オプション会計基準の特例の適用が認められる規定が盛り込まれることが望ましいと考える。

また、質問 2 から質問 4 については、有償ストック・オプションを報酬として取り扱うことを前提としたものであるため、当該提案に同意しない。

以 上